

⑥ 11月6日(土) 9:00～17:00

■場所 JA角館支店ほか

■内容 地元高校生と国際教養大学留学生との交歓交流

問 角館町観光協会事務局

TEL 54-2700

## 仙北市そば街道スタンプラリー 第1回新そば祭り

遊々楽々3トピア会議では、新そば祭りのスタンプラリーを12月末日まで開催します。加盟店4店舗以上回った方の中から抽選で、3名様にプレゼントがあります。

加盟店(ラリーシート設置箇所)

「そば切り長助」「そばせん」「すが家」「農家のそば屋一助」「野の花庵」

問 代表 沢山純一 TEL 47-2148

## 第6回仙北市卓球大会

仙北市卓球大会を開催します。

■日時 11月7日(日) 8:30～

■場所 角館中学校体育館

■申込締切 11月4日(木)

※詳しくは下記にお問い合わせください。

問 仙北市企画振興課 鈴木匡尚

TEL 43-1112

## 講習

### 潜在マンパワー講習会

現在未就労または福祉保健分野以外で就労中の介護保険士資格取得者、介護員養成研修2級課程修了以上の方で、福祉保健分野に就職を希望する方(ただし、2日間の全日程が受講可能な方)を対象に、就職活動を支援する講習会を開催します。

■期日 11月9日(火)から10日(水)

■会場 秋田県南部老人福祉総合エリア(1階視聴覚室)

(横手市大森町字菅生田245-34)

■定員 20人(定員になり次第締切)

■内容 講義、介護実技、演習(ロールプレイ)、秋田県福祉保健人材・研修センター職員による個別相談および登録受付

問 (申込先) 秋田県福祉保健人材・研修センター TEL 018-864-2880

## 大曲養護学校 「曲養祭」のお知らせ

■日時 10月30日(土)

9:10～14:20

■場所 秋田県立大曲養護学校  
(大仙市大曲西根字下成沢122)

■内容 ・児童生徒によるステージ発表  
・作品展示 ・中学部、高等部生徒が作業学習で制作した製品の販売  
・PTAによる売店、バザー  
・福祉事業所等による展示、販売

児童生徒の取り組みとして、ペットボトルのキャップ、空き缶のプラタブ集めをしています。ご協力お願いします。

なお、10月25日(月)から曲養祭当日まで、学校公開「見てきてたんせ!おらほの学校」を開催します。曲養祭の練習風景などご覧になれますので、ぜひいらしてください。

■学校公開日時 10月25日(月)～30日(土) 9:00～14:00

問 秋田県立大曲養護学校  
TEL 0187-68-4123

## 秋の観光キャンペーン

あきいろ

### 秋彩角館 10月30日スタート

角館町観光協会では、秋季の誘客拡大キャンペーンとして、各種イベントを下記の日程で実施します。

① 10月30日(土) 9:00～16:00

■場所 立町ポケットパーク

■内容 歩行者天国、郷土芸能、軽トラック市、ハロウィン(仮装パレード)

② 10月30日(土)～11月14日(土)

■内容 内町紅葉地ライトアップ、和服で歩こう町並み体験(有料2,000円)

③ 10月31日(日)～11月7日(日)(安藤家(池坊))・11月3日(水)～11月14日(日)(たてつ家(龍生派))

■内容 外町の旧家による華道の展示

④ 11月6日(土)・13日(土)

■場所 西宮家

■内容 かくのだて昔かたり

⑤ 11月6日(土)、7日(日)、13日(土)、14日(日)

■場所 たてつ家

■内容 茶道のおもてなし(有料300円)

## イベント

### 第1回仙北市フットサル大会

フットサル大会の参加チームを募集しています。

■期日 11月23日(火)

■会場 田沢湖スポーツセンター  
(田沢湖生保内字下高野73-75)

■参加資格 中学生以上

■参加料 1チーム3,000円

■申込期限 11月12日(金)

問 (申込先) TEL 090-7065-2441

(照井) または

E-mail [yugo@tazawa-motors.co.jp](mailto:yugo@tazawa-motors.co.jp)

(吉田) へ

### ピッカブー赤ちゃん会 特別企画 囁託の向こう側 ～食の安全について～

■講師 泉牧子先生

■日時 10月29日(金)

10:00～12:00

■会場 角館交流センター  
(角館町中菅沢77-30)

第1部 お菓子づくり(調理室)

第2部 講演会(多目的ホール)

第3部 フリートーク&試食

(多目的ホール)

■参加費 500円(小学生100円)

■定員 30人

※託児あり(無料)。定員(15人)になり次第締め切ります。

問 (申込先) ピッカブー赤ちゃん会事務局(千葉) TEL 53-3558

(佐々木) TEL 090-5238-4703

### 仙北市キッズマート ぼくらの商人塾

神代小学校5・6年生児童が商工会青年部員のサポートを受け、仕入から販売、決算までを体験する模擬商店を仙北市産業祭会場に開店します。

■日時 10月24日(日)

10:00～16:00

■会場 神代体育館向い特設「ジャンボテント」内

問 仙北市商工会 田沢湖支所

TEL 43-0372

## 法務省人権擁護局・ 全国人権擁護委員連合会 からのお知らせ

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間が実施されます。

■実施期間 11月15日(月)～21日(日)

■相談時間

- ・15日～19日 8:30～19:00
- ・20日～21日 10:00～17:00

相談は、

【専用相談電話】

「女性の人権ホットライン」

0570-070-0810

人権擁護委員および法務局職員がお受けいたします。相談は無料で、秘密は守ります。一人で悩まず、相談してください。

## お知らせ

### 地域医療連携シンポジウム

■日時 11月6日(土) 13:00～16:00

■会場 グランドパレス川端  
(大仙市大曲浜町7-39)

■内容 1. 特別講演

演題 「地域包括システムにおける在宅医療の位置づけ」

講師 天本宏氏(医療法人財団天翁会 理事長)

2. シンポジウム

テーマ 「脳卒中の治療から、リハビリ、介護までつなぐこれからの地域医療連携を考える」

シンポジスト

①仙北組合総合病院 診療部長  
佐々木順孝氏

②まっこいしゃ高橋医院 院長  
藤岡眞氏

③介護老人保健施設なごみのさと  
事務次長 小原秀和氏

④仙北訪問看護ステーション所長  
佐藤正子氏

⑤仙北市包括支援センター所長  
伊藤キエ子氏

■参加費 無料(電話等で申し込みください。)

問 (申込先) 秋田県大仙保健所  
健康・予防課 TEL 0187-63-3403

## 相談

### 行政相談週間

### 特設行政相談所開設の お知らせ

10月18日から24日までは、行政相談週間です。

総務省の行政相談は、国の仕事などについての苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現の促進を図るものです。

行政について困ったことがありましたら、行政相談委員にいつでもご相談ください。

また、10月23日、24日に開催されます「仙北市産業祭」の会場内に、特設行政相談所を開設しますので、お気軽にお立ち寄りください。

【特設行政相談所】

■日時 10月23日(土)、24日(日)  
9:00～14:00

■場所 神代市民体育会内  
(田沢湖神代字野中清水 259)

【行政相談委員】

◆難波 輝子 TEL 43-0782  
田沢湖生保内字水尻 7

◆大楽 進 TEL 53-2690  
角館町七日町 34

◆小西 範子 TEL 49-2154  
西木町上桧木内字中泊 97

問 仙北市総務課 TEL 43-1111

### 多重債務相談窓口のご案内

東北財務局秋田財務事務所では、自らの収入で返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの方々からの相談に応じています。

相談者が抱える借金の状況をお聞きし、必要に応じ弁護士・司法書士などの専門家に引き継ぎを行います。相談は無料です。

■受付時間 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

問 (相談窓口) 財務省 東北財務局  
秋田財務事務所 理財課  
TEL 018-862-4196 (専用)

受講無料!

### セミナー参加者募集

市内求職者・転職希望者等の方を対象に、セミナーを開催します。雇用保険受給者は、求職活動の実績としてカウントが可能です。ぜひご参加ください。

### 温泉浴マイスター認定書取得セミナー

再就職活動を有利に進めるために、温泉療法医が発行する「認定書」を取得しよう!

■日時 10月22日(金)、23日(土)  
9:00～17:00

■場所 西木温泉クリオン

### パソコン入門コースセミナー

未経験の方でも、パソコンが使えるようになるよう!

■日時 11月4日(木)、5日(金)、11日(木)、12日(金) 10:00～15:00

■場所 仙北市総合情報センター

### 事務・サービス職に就きたい人のためのセミナー

パソコンでの売上管理、マナー等、現場で役立つ技術を見に付けよう!

■日時 11月11日(木)、12日(金)、16日(火)、17日(木)、18日(金)  
10:00～15:00

■場所 角館交流センター  
(角館町中菅沢 77-30)

### 各セミナー共通

■定員 各10人(応募多数の場合は選考)

■申込期限 開催初日1週間前に締切  
セミナーの詳細は、ハローワーク角館に設置している案内チラシや協議会ホームページでもご覧になれます。

(<http://koyou-semboku.jp/>)

問 仙北市雇用創造推進協議会(商工課緊急雇用対策室内) 佐藤  
TEL 55-4858 FAX 54-4102

### 無料社交ダンス講習会

■日時 11月10日(水)、17日(水)、24日(水) 20:00～(受付 19:30)

■場所 大仙市中仙環境改善センター

■種目 サンバ

問 中仙スポーツダンスサークル

代表 高橋久美子

TEL 090-4887-8324

## 不正軽油一掃作戦実施中

秋田県では、軽油引取税の悪質な脱税行為につながる不正軽油を県内から一掃するため、不正軽油一掃作戦を実施中です。

ディーゼル車の燃料として通常使用されている軽油に重油や灯油などを混ぜ、軽油と偽って消費・販売することは、軽油引取税の脱税行為です。

10月を「不正軽油一掃強化月間」とし、ガソリンスタンドや道路走行中の車両、工事現場での建設機械などを対象に、燃料の抜取調査を行いますので、県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、不正軽油等の情報がありましたら、下記まで連絡をお願いします。

**問** (連絡先) 仙北地域振興局  
 県税課 TEL 0187-63-5222  
 FAX 0187-63-5227 または  
 不正軽油 110 番フリーダイヤル  
 0120-9-100-10

## 税務署からのお知らせ 相続または贈与等に係る 生命(損害)保険契約等 に基づく年金の税務上の 取り扱いの変更について

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取り扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

この取り扱いの変更の対象となる方や所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

**問** 大曲税務署  
 TEL 0187-62-2191

## 11月は 労働時間適正化 キャンペーン期間です。

「時間外・休日重労働の削減」「長時間労働者の健康管理の徹底」「労働時間の適正な把握」に取り組みましょう。

また、11月6日(土)に、過重労働による健康障害やサービス残業でお困りの労働者やご家族の方などからの、無料電話相談を受付けます。

**【無料電話相談】**

■実施日時 11月6日(土)  
 9:00～17:00  
 フリーダイヤル 0120-794-713

**問** 秋田労働局労働基準部監督課  
 TEL 018-862-6682

## 秋田県最低賃金が 改正されました

平成22年11月3日から、時間額「645円」です。

秋田県最低賃金は、臨時、パート、アルバイト等、県内のすべての労働者に適用され、労使合意の上であったとしても、最低賃金額以上の賃金を支払わないことは、最低賃金法違反となります。

詳しくは、秋田県労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署まで。

**問** 秋田県労働局労働基準部賃金室  
 TEL 018-883-4266

## 第28回東北理学療法学会 の公開講座

■講師 藤田太寅氏(元NHK解説委員)

■演題 「NHKスペシャル『闘うリハビリ』を放送して ～暮らしの質の向上を求めて～」

■日時 11月7日(日)  
 14:00～15:30

■会場 秋田市文化会館

■受講料 無料

申込は必要ありません。直接会場にお越しください。

## 美しい空をあなたの手で STOP! 稲わら焼き

稲わら・もみ殻の焼却をやめましょう。

稲わら焼きは、秋田県条例で原則禁止されています。特に、周辺に影響が出やすい10月1日から11月10日までの間全面的に禁止しています。

- ◆一般道の車両をはじめ稲わら焼き等の煙による視程障害が、重大な事故を引き起こす原因となります。
- ◆稲わら焼き等の煙は目や喉を痛め、特に体の弱い方や病気の方に被害がおよぶこととなります。
- ◆乾燥機等からの排気についても、ゴミやホコリ等の飛散に注意してください。

※焼却を行った場合、県では氏名公表も含めた厳重な措置をとることがあります。

**問** 秋田県生活環境文化部 環境あきた創造課 環境管理室 大気・水質班  
 TEL 018-860-1603  
 E-mail [kankyokanri@pref.akita.lg.jp](mailto:kankyokanri@pref.akita.lg.jp)

## 戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が、10月25日(月)から始まる予定です。

- 対象者は、戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方です。
- 請求受付期間は、平成22年10月25日から平成24年3月31日です。
- 当基金から請求書類をお送りしますので、お持ちください。

ただし、平成19年度から平成21年度に特別慰労品(旅行券等引換券など)を受けていない方は、当基金にお電話ください。請求書類をお送りします。

**問** 独立行政法人平和祈念事業特別基金 事業部特別給付金担当  
**【ナビダイヤル】** 0570-059-204  
 (IP電話、PHSからは03-5860-2748)  
 ■受付時間 平日 9:00～18:00  
 (土・日曜日、祝日はご利用できません)

## 「すこやか出会い応援隊」第1号が登録されました！

「すこやか出会い応援隊」とは、独身男女の出会いの場の創出に取り組む団体や企業等の皆様です。

「アロマ田沢湖」が、仙北市第1号として登録されました。登録されると、出会いイベントへの補助金を受けられる他、組織のイメージアップなどが期待出来ます。

「よく解らないけど、何だか良さそうだな・・・」こんな感じの団体・企業等の皆様は、あきた結婚支援センターにご連絡ください。説明にお伺いします。

### 問 あきた結婚支援センター

〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1  
秋田県青少年交流センター 2F (財団法人秋田県青年会館内) TEL 018-874-9471 FAX 018-847-6350  
<http://www.sukoyaka-akita.com/>  
仙北市政策推進課 TEL 43-1241



秋田県マスコット スギッチ

独身男女の出会いイベントの情報については↓



## 田沢湖・角館エリア 「4遊(フォーユー)パス」 販売開始

観光客の交通アクセスの利便性を高めることで、広域的な観光振興と既存公共交通機関の活性化を図ろうと、9月30日から販売が開始されています。

4つの乗り物(秋田内陸線、羽後交通バス、田沢湖遊覧船、松葉～田沢湖周遊タクシー)で4つのエリア(田沢湖・角館・西木・阿仁)を巡ってもらう趣向で、2日間乗り放題(周遊タクシーは1回のみ)で大人2,100円(小人半額)。さらにはエリア内の協賛店舗での特典サービスもついて、とてもお得なパスです。

問 秋田内陸地域公共交通連携協議会  
TEL 0186-82-2114

## 仙北市では、来年5月の最終水曜日に行われる「チャレンジデー」に参加します。

### チャレンジデーって何？

毎年5月最終水曜日に午前0時から午後9時までに継続して運動やスポーツ等の身体活動を行った住民の『参加率(%)』を競い合う住民総参加型のスポーツイベントです。

### チャレンジデーの特徴は？

従来のスポーツイベントのように一部の限られた人たちが、一つの会場に集まってスポーツをするのではなく、地域の中にいる人であれば、どこでも(自宅・学校・職場等)、どんなスポーツ(農作業も可・建築土木作業も可)をしても良く、年齢、性別、を問わず誰でも気軽に参加できます。

### チャレンジデーの効果は？

住民が健康に対する意識を高めるきっかけとなり、毎日の生活の中で運動の習慣化が図れば、元気でいきいきとした住民が増え、医療費の削減にも貢献できます。



※市長の公約の中に次世代育成に力を注ぎ、市民スポーツ活動参加率を平成25年度までに全市民の90%以上に上げるとの具体的な数字もあります。

問 仙北市教育委員会 生涯学習課  
TEL 43-3383

## 内陸線「ホリデーフリーきっぷ(1日乗り放題)」 利用日拡大！

マイレールキャンペーンの一環として、土・日・祝日のほか、平成23年3月までの「毎月第4水曜日」にも利用可能となりました。

■きっぷのタイプ 全線タイプ(2,000円)、Aタイプ(鷹巣～松葉間)(1,000円)、Bタイプ(阿仁合～角館間)(1,000円) ※小人半額

■市内販売箇所 内陸線角館駅、角館プラザホテル、クリオン、中央商会ガソリンスタンド、本庄商店

問 秋田内陸縦貫鉄道(株)  
TEL 0186-82-3231

広報せんぼく10月1日号の「おたんじょうおめでとう」のなかで、門脇恋珀ちゃんの保護者が千秋さんと表示されていましたが、祥司さんの誤りでした。謹んで訂正し、お詫び申し上げます。

市民の皆様からのご質問にお答えします

問い合わせ内容は、市役所職員の兼業についてです。

「市役所職員が、平日に有給休暇を使って稲刈りをしていた。兼業にあたるのか」という内容でした。

市役所の考えをお答えします。

職員は、地方公務員法第38条により、①営利を目的とする会社の役員等に就任すること②営利を目的とする私企業を営むこと③報酬を得て他の事務、事業に従事することが原則禁止されています。これらの行為を行うには、任命権者の許可が必要とされています。

ただし、相続等により承継した農業については、かなり規模の大きい場合以外許可は必要ありません。(面積等の要件は示されていません)

お問い合わせの件については、平日であっても、有給休暇を取得していれば支障はないところですが、職員の職務以外の活動が、職務遂行上の支障とならないよう、引き続き、職員の綱紀保持及び服務規律の遵守を徹底してまいります。

(総務部長 佐藤秀夫)